

富山県消費者教育推進計画の改定について

1 趣旨

平成 26 年 12 月に策定した富山県消費者教育推進計画の計画期間が平成 30 年度に満了となることから、消費者をとりまく状況変化や新たな課題等を踏まえ改定するもの

2 前回策定時からの消費者を取り巻く状況変化及び課題等

- ・成年年齢引き下げ(2022 年 4 月 1 日改正民法施行) に対応した若年層への消費者教育の強化
- ・ネット社会の急激な進展によるトラブル増加
- ・高齢化に伴う消費者被害の増加
- ・消費行動を通じて社会に貢献する消費者育成への社会的要請
(消費者市民社会、倫理的消費、SDGs 等の視点)
- ・国の消費者教育の推進に関する基本的な方針の変更(平成 30 年 3 月)

3 経緯

- ・平成 24 年 12 月 : 「消費者教育の推進に関する法律」の施行
都道府県における消費者教育推進に関する計画策定が努力義務
- ・平成 25 年 6 月 : 県計画策定において内容を踏まえることとなる「消費者教育の推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」)」が閣議決定
- ・平成 26 年 12 月 : 富山県消費者教育推進計画策定
- ・平成 30 年 3 月 : 「基本方針」変更(重点: 若年層の消費者教育など)